久喜市告示第４０７号

久喜市市内循環バス有料広告掲示取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり公布する。

令和８年１０月３０日

久喜市長　　貴　　志　　信　　智

別紙のとおり

久喜市市内循環バス有料広告掲示取扱要綱の一部を改正する告示

久喜市市内循環バス有料広告掲示取扱要綱（平成２２年久喜市告示第１８０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市コミュニティバス有料広告掲示取扱要綱

第１条中「久喜市市内循環バス（以下「循環バス」という。）」を「久喜市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）」に改める。

第２条の見出し中「広告」を「広告の種類等」に改め、同条中「掲示できるバス」を「広告の対象となるバス」に改め、同条の表中「循環バス」を「コミュニティバス」に改める。

第３条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とする。

第６条中「市内循環バス広告掲示申込書」を「コミュニティバス広告掲示申込書」に改める。

第７条第３項中「市内循環バス広告掲示決定通知書」を「コミュニティバス広告掲示決定通知書」に、「市内循環バス広告不掲示決定通知書」を「コミュニティバス広告不掲示決定通知書」に改める。

第９条第２項中「循環バス運行業務の事業者は」を「コミュニティバスの運行業務の事業者は、」に改める。

第１２条中「循環バス」を「コミュニティバス」に改める。

様式第１号から様式第３号までを次のように改める。

様式第１号（第６条関係）

コミュニティバス広告掲示申込書

年　　月　　日

久喜市長　　あて

申込者　　住所（所在地）

名称

代表者氏名

電話番号

久喜市コミュニティバス有料広告掲示取扱要綱第６条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

１　広告掲示目的

２　掲示希望期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで（　　か月間）

３　掲示希望車両及び掲示枚数　※希望する車両名に☑を入れてください。

□１号車　野久喜・吉羽循環及び東循環

（車内額面広告　　枚）

□２号車　久喜本循環、下早見循環及び南栗橋・東鷲宮線

（車内額面広告　　枚・車外後部広告　　枚・車外側部広告　　枚）

□３号車　久喜本循環、下早見循環及び西循環（清久・クリーンセンタールート）

（車内額面広告　　枚・車外後部広告　　枚・車外側部広告　　枚）

□４号車　久喜本循環、下早見循環及び西循環（久喜菖蒲公園・クリーンセンタールート）

（車内額面広告　　枚・車外後部広告　　枚・車外側部広告　　枚）

４　添付書類　※提出するものに☑を入れてください。

□広告の原稿　　□広告の見本

様式第２号（第７条関係）

コミュニティバス広告掲示決定通知書

久　第　　号
年　　月　　日

様

久喜市長

年　　月　　日付けで申込みのあった広告の掲示について、下記のとおり掲示することに決定したので、久喜市コミュニティバス有料広告掲示取扱要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

１　広告の原稿　別添のとおり

２　広告の種類は、　　とし、掲示期間は　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日までとする。

３　掲示車両は、　　とする。

４　掲示料金は、　　円とする。
　　年　　月　　日までに次の納入先に納入すること。
【納入先】

５　広告の原本に掲示料金を納入したことを証する書類を添えて、掲示の開始予定日の３日前（市の休日を除く。）までに提出すること。

６　掲示するバス車両が、運行上掲示することができない期間が生じても、市及びコミュニティバスの運行業務の事業者は一切の責任は負わない。

（留意事項）
１　申込みの内容と異なる広告の場合、掲示しないことがあります。
２　車内額面広告及び車外側部広告の掲示位置は指定できません。

様式第３号（第７条関係）

コミュニティバス広告不掲示決定通知書

久　第　　号
年　　月　　日

様

久喜市長

年　　月　　日付けで申込みのあった広告の掲示について、下記の理由により掲示しないことに決定したので、久喜市コミュニティバス有料広告掲示取扱要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

１　広告の原稿　　別添のとおり
２　理由

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。